

第 11 章 タイ王国

ア. 法体系

タイ王国は、立憲君主制国家であり、国会は国王の名において立法権を行使する。2006 年 9 月のタクシン元首相不在時の軍による無血クーデターが発生したが、その後の 2007 年の新憲法制定と民主的選挙施行までの間も司法は独立していた¹。

2008 年 2 月には新民主政権が成立している²。1997 年以降の憲法では、民主化と政界浄化を目指した動きがうち出されており、2007 年の新憲法制定後も、家族・女性に関する人権強化の流れについては大きな変化はなく、配偶者からの暴力防止や加害者対応についても同様であるものと考えられる。

1997 年以降、タイ憲法上の機関として「国家人権委員会」が設置され、国内および国際レベルの人権概念に基づき、人権の尊重と実践を促進、人権教育、人権状況の調査報告書の作成などを職務とする。人権委員会が憲法上の機関として設置されたのは、アジアではフィリピンについて 2 国目となる³。

裁判所は 3 段階に分かれており、最高裁判所、控訴裁判所、第一審裁判所があり、第一審裁判所は 1999 年に設置された最高管理法廷が統轄する。別に軍関係者を裁く軍事裁判所もある。第一審裁判所は中央管理裁判所と 16 の地方管理裁判所からなる。クーデター後、憲法裁判所 (Constitutional Court) は廃止されたが、新しく憲法法廷 (Constitutional Tribunal) が設置された⁴。

タイは多民族国家であり、民族・宗教の違いなどに配慮して南部 5 県の各県裁判所にはイスラム教徒の裁判官であるカーディーがおかれている。家族法を含む民事事件で全当事者がイスラム教徒である場合には、イスラム法を適用するため 1 人のカーディーが、原則として 2 人の判事で行われる裁判の審判に加わる⁵。

イ. ドメスティック・バイオレンスに関する法律

タイでは、ドメスティック・バイオレンス被害者保護法 (Domestic-Violence Victim Protection Act) が 2007 年 11 月に施行された (以下、「保護法」と明記する)。

既存の刑法は犯罪者を裁くための法であり、問題を解決するためには、加害者更生と被害者救済を目的とする法が必要であるという観点から保護法が作られた。加害者に更生の機会を与え、暴力の再発を防止し、家族関係を再生することを目的とする⁶。保護法では、

¹ US Library of Congress 2007:pp.18-21

² 外務省 2008

³ 安田 2000:232-244 ページ

⁴ US Library of Congress 2007:p.21

⁵ 安田 2000:232-244 ページ

⁶ World Health Organization 2008; Committee on the Elimination of Discrimination against Women 2005: p.6

ドメスティック・バイオレンスを目撃した者、暴力がふるわれていると知った者は所轄機関の職員に通報する義務があると定められている。通報を受けた所轄職員は、暴力が起こった住居に入ることが可能であり、司法手続を開始する前に、被害者が、医療機関での診察を受け、精神科医、心理学者、ソーシャルワーカーへ相談するように手配する。加害者および被害者の写真、事件の内容などを公表することは禁じられている⁷。

また、保護法では、家庭裁判所に調停をゆだね、調停協議会は被害者・加害者双方の両親、親戚、ソーシャルワーカー、心理学者、被害者が要請する第三者などから構成すると規定されている⁸。被害者からの事情聴取の際に被害者の家族・友人などを伴うことを定めており、被害者女性と取調官だけの2者面談にならないよう配慮されている。

ウ. ドメスティック・バイオレンスの定義

保護法では、ドメスティック・バイオレンスを、故意に世帯構成員の身体、精神、もしくは健康に傷害や危険を及ぼす行為と定義している。本法は、ドメスティック・バイオレンスを「示談可能な違反」(compoundable offense) と位置づけており、刑法 (Penal Code) で規定されている刑罰の代わりに、更生、保護観察、金銭的な救済を裁判所は指定できるとしている⁹。

保護法では、ドメスティック・バイオレンスへの処罰を最長6ヶ月の禁固としているが、刑法では、同様の違反である暴行罪 (assault and battery) の刑罰は最長2年の禁固と規定されている¹⁰。保護法によると、加害者はドメスティック・バイオレンス罪と暴行罪の両方の告発を受けることがあり、その場合は有罪判決を受ければ重い方の刑罰を受刑する。

また、タイの刑法では、強姦を加害者が配偶者ではない場合に限ると定義していたが¹¹、2007年7月に刑法改正法案が可決され、配偶者からの強姦の刑罰が、最長20年の禁固および4万バーツの罰金と規定され、非配偶者からの強姦と同様に処罰されることとなった¹²。また、この改正により、女性が加害者となる場合や同性の加害者となる場合も強姦と定義された¹³。

⁷ Committee on the Elimination of Discrimination against Women 2005:p.6

⁸ CEDAW NGO Report Working Group Thai Women Watch (TW2) 2003:p.9

⁹ Committee on the Elimination of Discrimination against Women 2005: p.6

¹⁰ Committee on the Elimination of Discrimination against Women 2006a:p.5; CEDAW NGO Report Working Group Thai Women Watch (TW2) 2003:p.9

¹¹ 2007年の刑法改正の前に、一度、2005年に女性が病気などで同意を示せないような場合は、配偶者からの強姦も処罰されると刑法が改正になった (Committee on the Elimination of Discrimination against Women 2006a)。

¹² Agence France-Press 2007

¹³ 同上

エ. 加害者に対する命令

ドメスティック・バイオレンス被害者保護法では、被害者が自宅にとどまり、加害者の家屋内への立ち入りを禁止するよう裁判所に保護命令を申請できる¹⁴。

オ. 司法手続

1 捜査

一般的な刑法の施行については、内務省と法務省の共同責任によって行なわれている。刑事訴訟の第一は警察による捜査であり、捜査は被疑者・被疑者の自宅・その他関係者が含まれる。捜査令状には、捜査の理由、捜査対象者と場所の詳細、捜査担当者の氏名と役職、および犯罪内容といった事項が含まれる¹⁵。

捜査は、タイ国立警察庁の管轄部署が行い、証拠収集をし、法廷に被告を招集する。刑事手続に関しては、内務省検察庁が国を代表し、訴訟を行う。法務省は裁判所を監視する¹⁶。

2 逮捕

上記の令状取得手順は、逮捕令状にも適応されるが、重大犯罪の場合や、被疑者が凶器を所持していた場合、上級の警察官は令状なしでの逮捕が許可されることがある。一般市民は重大犯罪の現行犯を緊急逮捕することができる。容疑者は即座に警察署に送られ、そこで逮捕状が読み上げられる¹⁷。

3 拘束

逮捕に続いて、拘束または保釈される。逮捕・拘束後、より詳細な捜査が継続される。この時点で、被告は自らが発するどんな声明も法廷で被告に対して使用される可能性があることを通知される。捜査官は、被告に対し脅威、約束、または自白の強要をしてはならない¹⁸。

4 事件送検と起訴

捜査終了後、検事が調書を納め、告発を準備し、被告かその顧問弁護士にそれを書面で通告し、有罪または無罪の申し立てをする（起訴）。集めた請願と証拠に基づき、裁判官は、裁判を開始するか棄却するかを決める。

通常は公開裁判になるが、家庭問題の場合は少年・家庭裁判所で非公開が原則である¹⁹。

¹⁴ Committee on the Elimination of Discrimination against Women 2006a:p.5

¹⁵ US Library of Congress 1987:“Procedures in Criminal Law”

¹⁶ 同上

¹⁷ 同上

¹⁸ 同上

¹⁹ 安田 2000:245 ページ

有罪であると立証されるまで被告は無実であると推定される。被告が望めば、法廷は被告弁護士を任命することができる。裁判中、被告と関係者は検察側の証人について問い、弁護側の証人を再検討できる。また、黙秘権も保証される²⁰。

5 裁判

第一管轄権を行使する普通裁判所として少年・家庭裁判所があり、ドメスティック・バイオレンスもこの裁判所で裁かれる。少年・家庭裁判所は、当初、少年事件を管轄するための裁判所として設置されたが、1992年以降、家庭内の事件についても管轄権を認められた。この裁判所は、バンコクに置かれる中央少年・家庭裁判所と、各県における県少年・家庭裁判所に分かれる。中央には県の監督権があるが、管轄権については両者の差が無いとされる。少年犯罪のほか、婚姻関係や子どもの権利など家庭内の事件について管轄権をもつ。審理は2人の判事と参審院により構成され、判事の一人は女性である。手続は一般に非公開であり、ドメスティック・バイオレンスの場合も加害者・被害者情報は非公開となる。控訴裁判所、さらには最高裁判所の少年部に控訴・上告される場合もある²¹。

通常の裁判では、議論の結審時、裁判官が刑罰の有無を決断し、通常その直後に休廷される。法廷は3日以内に再召集し、公判で被告に最終的な刑が下される。被告が自白した場合、裁判長は、判決後、刑罰を半減することが多い。上告は15日以内に被告側が行なうことができる。その場合、裁判は控訴裁判所に移行する²²。

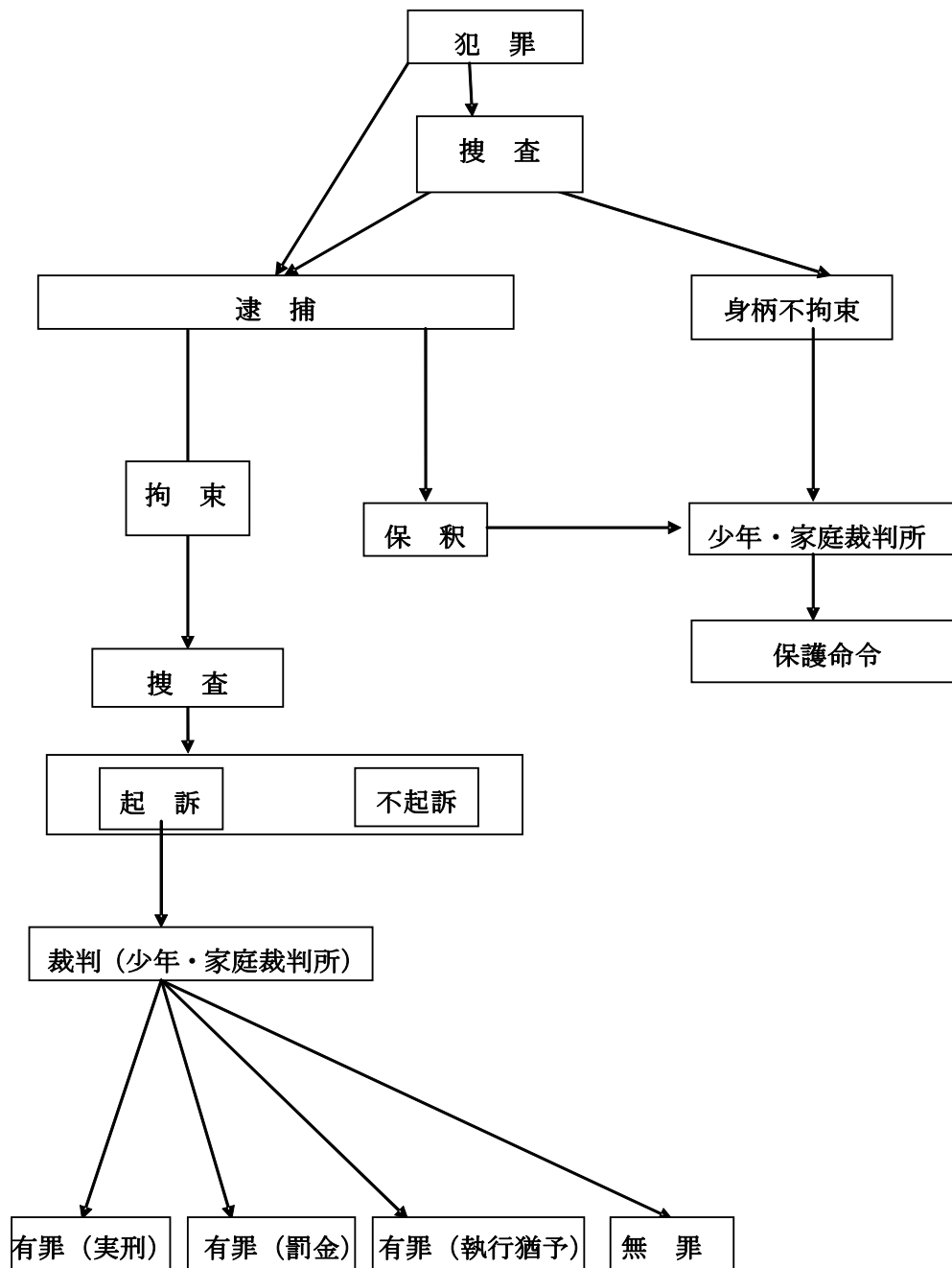
刑罰については内務省の矯正庁によって実施される。タイ政府の方針は、刑罰を与えるだけでなく、違反者の矯正と更生を重視することにある²³。

²⁰ US Library of Congress 1987:“Procedures in Criminal Law”

²¹ 安田 2000:245 ページ

²² US Library of Congress 1987:“Procedures in Criminal Law”

²³ US Library of Congress 1987:“Penal System”; 一般的な加害者矯正・更生の取り組みについては、Kalyanasuta& Suriyawong 2003 を参照。

(参考) タイにおける司法手続の流れ**カ. 司法手続等における加害者更生の位置づけ**

タイ政府は、ドメスティック・バイオレンスの加害者の多くが精神的問題を抱えているとし、処罰だけでなく更生に力を入れたいと考えている²⁴としているが、具体的な活動内容については不明である。

²⁴ Committee on the Elimination of Discrimination against Women 2006b:p.8

参考文献

- 外務省 2008年2月6日「タイにおける新政権の発足について」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/20/dga_0206.html (2008年3月18日アクセス)
- 安田信之 2000年『東南アジア法』 日本評論社
- Agence France-Presse. 2007, June 21, “Thai Parliament Outlaws Marital Rape.” Available on the Inquire.net website at
http://services.inquirer.net/print/print.php?article_id=72580
(accessed on March 18, 2008)
- CEDAW NGO Report Working Group Thai Women Watch (TW2). 2003. “Thailand’s Second NGO Alternative Report on the Implementation of The Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women (CEDAW).” Kuala Lumpur, Malaysia: International Women’s Rights Action Watch Asia Pacific. <http://www.iwraw-ap.org/resources/pdf/Thailand2005.pdf> (accessed on February 20, 2008)
- Committee on the Elimination of Discrimination against Women, Pre-session working group (Thirty-fourth session). 2005. “Responses to the list of issues and questions for consideration of the combined fourth and fifth periodic report Thailand.” CEDAW/C/THA/Q/4-5/Add.1. New York: United Nations. <http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/34sess.htm> (accessed on March 18, 2008)
- Committee on the Elimination of Discrimination against Women, Thirty-fourth session. 2006a. “Summary record of the 707th meeting,” CEDAW/C/SR.707. New York: United Nations. <http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/34sess.htm> (accessed on March 18, 2008)
- Committee on the Elimination of Discrimination against Women, Thirty-fourth session. 2006b. “Summary record of the 708th meeting.” CEDAW/C/SR.708, New York: United Nations. <http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/34sess.htm> (accessed on March 18, 2008)
- Kalyanasuta, Kanokpun and Atchara Suriyawong. 2003. “The Criminal Justice System and Community—Based Treatment of Offenders in Thailand.” *Annual Report For 2002 and Resource Material Series*, No. 61. United Nations Asia and Far East Institute for Prevention of Crime and Treatment of Offenders. http://www.unafei.or.jp/english/pdf/PDF_rms/no61/ch17.pdf (accessed on March 18, 2008)
- U.S. Library of Congress. 1987. “Thailand: A Country Study.” <http://lcweb2.loc.gov/frd/cs/thtoc.html> (accessed on March 20, 2008)
- U.S. Library of Congress. 2007, July. “Country Profile: Thailand.” <http://lcweb2.loc.gov/frd/cs/profiles/Thailand.pdf> (accessed on March 20, 2008)
- World Health Organization. 2008. “Thailand Domestic Violence Act.” http://www.searo.who.int/LinkFiles/Gender_Women_and_Health_GWH-THA.pdf (accessed on February 3, 2008)
- Domestic-Violence Victim Protection Act B.E. 2550 of 2007 (in Thai). Available from Ministry of Social Development and Human Security, The Office of Women’s Affairs and Family Development website at http://www.women-family.go.th/pdf/laws_violence.pdf (accessed on March 18, 2008)